

三重県内企業の企業価値担保権に対する意識調査

新しい資金調達の選択肢「企業価値担保権」 認知度は 2 割にとどまる

～ 金融機関の適正な判断・目利き力がカギに ～

事業性融資推進法において創設された「企業価値担保権※」。これは不動産担保や経営者保証などによらない資金調達の新たな選択肢になり得るものとなる。事業者の将来キャッシュフローや無形資産を含む事業全体を担保として有形資産の乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者などの資金調達を円滑にすることで企業の活性化が期待される。加えて、金融機関によるタイムリーな経営改善、資金繰り支援の動きが加速しそうだ。



そこで、帝国データバンク四日市支店は、企業価値担保権に対する企業の見解を調査した。本調査は、TDB 景気動向調査 2024 年 9 月調査とともに行った。

※注：企業価値担保権の創設などを骨子とする「事業性融資の推進等に関する法律」は、2024 年 6 月に公布され、成立から 2 年半以内に施行が予定されている。

・調査期間は 2024 年 9 月 13 日～30 日、調査対象は三重県 323 社で有効回答企業数は 122 社（回答率 37.8%）

調査結果（要旨）

1. 企業価値担保権の認知度、約 2 割にとどまり、「知らない（言葉も知らない）」企業は 6 割
2. 企業価値担保権を「活用したいと思う」企業は 3.3%、「今後検討したい」企業は 25.4%。
他方、「活用したいと思わない」企業は 23.0%
3. 活用する理由、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が 65.7%でトップ
4. 活用しない理由、「現在利用している融資手法（不動産担保や経営者保証による融資等）で充足しているため」が 50.0%で最高に

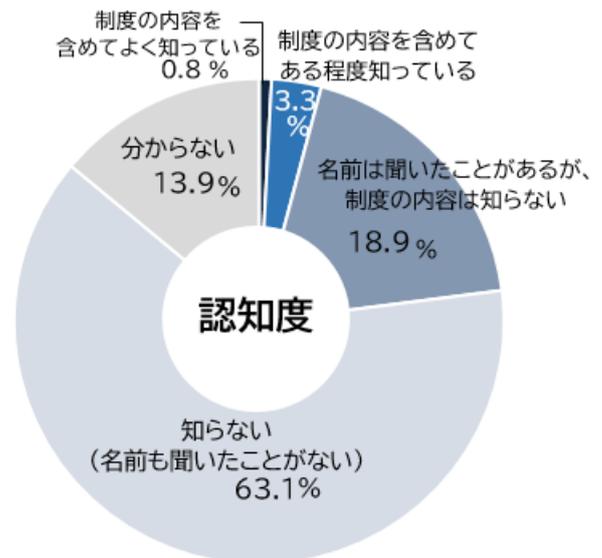
1. 企業価値担保権の認知度は約 2 割、「知らない」企業は約 6 割に

県内企業に企業価値担保権の認知状況について尋ねたところ、「制度の内容を含めてよく知っている」が 0.8%にとどまったほか、「制度の内容を含めてある程度知っている」(3.3%)、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」(18.9%)も低水準でこれらを合わせ、認知度は 23.0%となった。

他方、「知らない(名前も聞いたことがない)」とする企業は 63.1%と半数にのぼった。

県内企業からは「銀行からは説明が無い」(糖類製造)や「不勉強で、理解できていない」(制服類製造)というように、新しい制度のため情報が容易に得られていない現状を指摘する声が複数聞かれた。

企業価値担保権の認知度



注1:母数は、有効回答企業122社

注2:小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

2. 企業価値担保権に対し『活用意向あり』とする企業は 28.7% 分からないは約半数

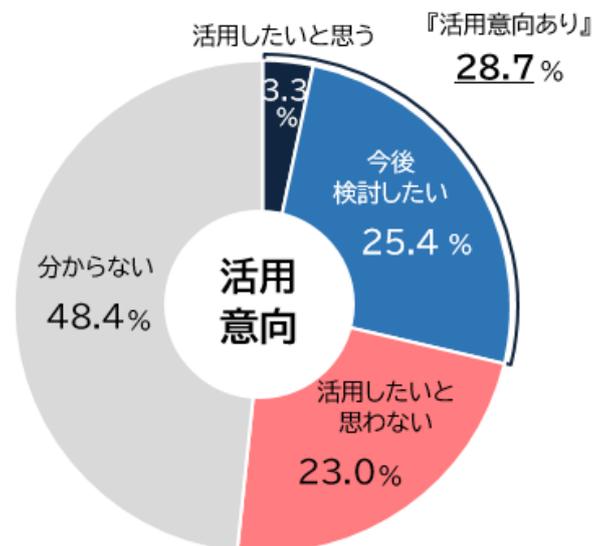
自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか尋ねたところ、「活用したいと思う」は 3.3%、「今後検討したい」は 25.4%となり、両者を合計した『活用意向あり』とする企業は 28.7%だった。

他方、「活用したいと思わない」も 23.0%で、企業の見解は二分している。

県内企業からは、「融資側の審査の専門性、基準や判断の厳格性を求める。不良債権の動向にも開始初期から監視を確実に行う」(金属加工機械製造)といった意見や、「企業価値のない、内容が良くない会社にまで、恣意的な力で経営者保証を抜かせるのは良くないと思う」(機械工具卸)といった運用を厳格に求める意見が寄せられた。

また、「分からない」が 48.4%となり、活用意向について、現時点では約半数の企業で判断がつかない様子もうかがえた。

企業価値担保権の活用意向



注1:母数は、有効回答企業122社

注2:小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

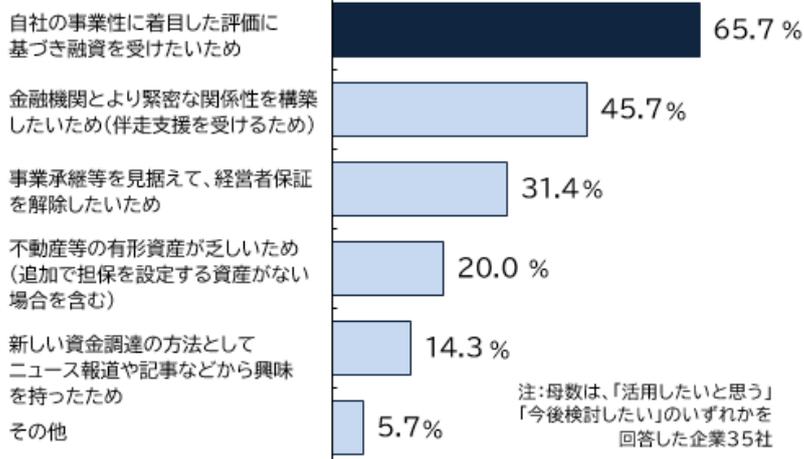
3.活用する理由、6割を超える企業で「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたい」

企業価値担保権を活用する意向のある企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が65.7%と6割を超えトップとなった。

以下、「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため（伴走支援を受けるため）」(45.7%)と「事業承継等を見据えて、経営者保証を解除したため」(31.4%)が続いた。

県内企業からは、「社員が経営者になる時に保証をしなくても良いようにするため活用したい」（機械工具卸）といった前向きな声が聞かれた。

企業価値担保権を活用する理由



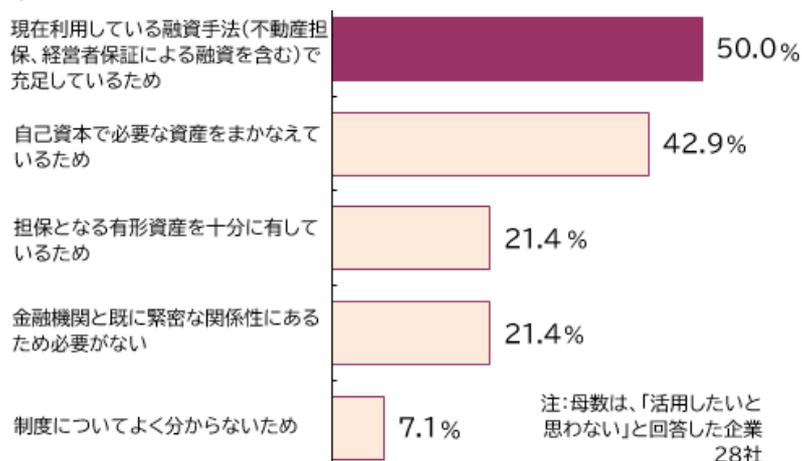
4.活用しない理由、企業の半数が現在の融資手法でまかなえている

企業価値担保権を活用したいと思わない企業に対して、その理由を尋ねたところ、「現在利用している融資手法（不動産担保や経営者保証による融資等）で充足しているため」が50.0%で最も高かった。

以下、「自己資本で必要な資産をまかなえているため」とする企業が42.9%で続き、「担保となる有形資産を十分に有しているため」と「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」がともに21.4%で並んだ。

県内企業からは、「参入障壁の低い業種で異業種との競争が激しく、無形資産に対する価値の創造が難しいため、当社とすれば、保有する有形資産を元手とする方が、さまざまな報告書の提出含めて、業務負担が低く、企業価値担保権の活用に対してメリットを感じない」（商品小売）という声があり、企業価値創造経営の推進に対する課題も聞かれた。

企業価値担保権を活用しない理由



まとめ

三重県内企業での本調査の結果、現時点では企業価値担保権を「知らない」企業が6割を占め、調査を通じて初めて知ったという企業も少なくなかった。その一方で、しっかりと制度の内容を理解している企業は1%にも満たず、名称を知っている企業を含めても認知度は2割を少し超えた程度であった。

活用に関しては、活用意向のある企業が3割弱で一方、活用したいと思わない企業も2割程度となり、活用に対する見解は二分していた。また、「分からない」とする企業が半数近くにのぼり、多くの企業で現時点では判断がつかない様子が見られた。

活用の意向がない企業においては、現在の資金調達の手法で十分に間に合っている点や自己資本でまかなえているなどの認識に加え、そもそも制度についての情報が十分に伝わっていないと見られる意見もみられた。

一方で、活用意向のある企業からは、「自社の事業性の評価を得たいため」や、「金融機関と親密な関係を築くため」、「事業承継を見据え経営者保証を解除するため」といった理由が活用の後押しになっていた。

これらを勘案するに、企業価値担保権は現在ではまだ認知度が低く、多くの企業で金融機関の評価方法や具体的な事例がないことでどのようなメリット、デメリットがあるのか判断できないことが窺える。

一方で、同業者間の競合激化や世代交代も含めた事業承継など将来に備え、企業のもつ特色あるビジネスモデルや経営者の頭脳を中心に形成されたノウハウを始めとした知財を見える化する「**知的資産経営の推進**」が企業にとってより重要となってくるだろう。また、企業のもつ「**将来価値**」や「**成長性**」などを正しく見通せる目利き力を高めていくことも必要な課題としてあげられる。

企業価値担保権が新たな資金調達の手法として認知されていくためには、行政や金融機関などが、まずは制度の仕組みや評価の仕方といった情報をより豊富に分かりやすく周知していくことが重要と言える。



資料のお問い合わせ先

株式会社帝国データバンク 四日市支店

担当：服部 TEL 059-353-3411 FAX 059-353-4109

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。